

水洗便所改造資金融資あっせん制度

公共下水道（農業集落排水施設を含む）が使用できる区域で、くみ取り便所を水洗トイレに改造したり、浄化槽を廃止したりして公共下水道に切り替える資金が不足する方へ融資をあっせんし、その融資を行う金融機関に支払う利息を市が負担する制度です。

1. 対象者

次の条件を満たしている方が対象となります。

- ① 建物所有者または建物所有者の同意を得た方
- ② 融資の返済能力がある方
- ③ 市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料（農業集落排水施設使用料）を滞納していない方
- ④ 公共下水道に切り替える工事の費用を一度に負担することが困難な方
- ⑤ 公共下水道の供用開始から3年以内に工事を行う方
- ⑥ 市内在住で、所得があり、市税を滞納していない連帯保証人1人がいる方

2. 融資あっせん内容

- ① 融資あっせん額 ……くみ取り便槽または浄化槽1個につき5万円以上50万円以内です。
- ② 融資の返済方法 ……元金のみ**毎月1万円の返済**となります。（※利子は大洲市が支払うため実質無利子です）
- ③ 融資の返済期間 ……融資が実行された月の翌月から50ヶ月以内となります。（限度額50万円のため）
- ④ 取扱金融機関 ……愛媛銀行大洲支店、愛媛たいき農業協同組合、愛媛信用金庫大洲支店、香川銀行大洲支店

3. 手続きの流れ（申請から返済開始まで）

- ① 工事に取りかかる前に、大洲市の排水設備指定工事店へ公共下水道に切り替える工事費の見積書を依頼し、大洲市へ「融資あっせん申請書」とあわせて提出してください。
- ② 大洲市が希望の金融機関から融資可の回答を受け、申請者へ「融資あっせん決定通知書」を送付します。
- ③ 「融資あっせん決定通知書」を受け取ったら、水洗便所改造工事または排水設備設置工事を実施してください。
- ④ 工事の完了後に大洲市が確認検査を行い、申請者へ「工事検査完了通知書」を送付します。
- ⑤ 「融資あっせん決定通知書」「工事検査完了通知書」などを添えて金融機関で融資の手続きを行ってください。
- ⑥ 金融機関が申請者へ融資を実行しますので、指定工事店に工事費を支払ってください。
- ⑦ 融資が実行された翌月から毎月1万円ずつ返済してください。このとき利息は大洲市が支払います。

4. 取消や返還について

融資の決定を受けた方が下記の事項に該当した場合は、融資のあっせんを取り消し、または既に行われている融資額および利子の返還を求めることとなります。

- ① 融資条件を欠くことになったとき
- ② 偽り、その他不正な手段により融資を受けたとき
- ③ 返済を2ヶ月以上怠ったとき
- ④ その他融資の取消を必要と認めたとき